

9月の月一です。と、言っても明日から早10月になってしまいました。ご無沙汰いたしました。猛暑を乗り切って、お元気にお過ごしでしたでしょうか。

今月の月一は<自転車保険>について、

全国的に自転車事故が多発し、自転車保険加入義務化が施行された自治体が増えているそうです。埼玉県も2018年4月から自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るために自転車損害保険等への加入の義務付けがされたことをご存知かと思います。

先日、我家の当事者が通所している作業所より「自転車通勤をしている方へ、自転車保険証書提出のお願い」のお手紙を持ち帰りました。

我家は自動車を運転する者の義務として自動車保険に加入し、付帯特約で家族全員が対象の自転車保険を確認済みのはずでしたが、この「証明書提出」に際し、今一度見直しをしたところ、本人自身に向けた保障だけで、対人・対物の賠償責任補償は対応していないことが分かりました。

どうしたものかと思案し、当事者の自転車を購入して以来、タイヤの空気を入れなど親切に対応してもらっている自転車屋さんに相談して、少額年払い、一年更新の足りなかった賠償責任補償の部分だけ加入する事が出来ました。ひとまず安心。

自転車はこけて擦り傷を作ったなど、一度は痛い目にあっている乗物だけど、身近にあり、気軽に利用でき慣れ親しんでいるがゆえにまさかのことは考えにくい愛すべき乗物も気を抜くと怖い凶器にも変身します。しかし、我当事者にとっては欠かせない乗物です。西日本方面で9千万円余りの賠償責任を問われた事故事例もあったそうです。よくこれまで無事に來れたものと胸をなでおろしつつ、この保険にお世話にならなくてもよいことを祈りついでいます。

